

# 削除された歴史

——エジプト農地改革における地主議員——

鈴木 恵 美

はじめに

公式記録は、しばしば為政者に都合よく記録され保存される。クーデターや革命によって成立した政権に、特にこの傾向が強くみられるだろう。1952年7月23日、自由将校団によるクーデターによって樹立されたエジプトの共和国政権も例外ではない。政権樹立からわずか一月半後の9月上旬、革命評議会の一部の富裕層が富を独占する王制期の政治経済体制を打倒し、新政権の後ろ盾となる中規模地主の支持を獲得するため、大地主の土地所有を制限する農地改革を発表した。

ナセルは計3回に亘って農地改革を実施、大地主から接収した土地は農民に分配された。改革によって、王制期のような一部の大地主が国の富を独占するような状態が、ある程度是正されたことは疑いない。しかし、「封建制」(iqṭā'īya)を打倒するための農地改革であったにもかかわらず<sup>(1)</sup>、王制期から現在に至るまで同じ大地主の家族が国会議員を務めるなど、依然として中央政治を支配し続けていることもまた周知の事実である。つまり、農地改革は名望家を権力の中核に置いた旧態依然の農村政治に本質的な変化を及ぼすことなく、土地所有を権力の基盤とした政治構造の多くは温存される結果に終わったのである。そして、官報に掲載されているはずの農地改革対象者の氏名や所有地に関する情報は、その文書が存在することを都合よく思わない権力者の手に

よりいつしか削除されたのだった。

### 依拠した資料の意義

本稿が依拠したのは、1952年9月に発表された農地改革法で改革の対象者とされた地主1789名が所有する土地、延べ件数にして2877件について、その1957年頃までの処分状況を調査した資料である<sup>(2)</sup>。内部資料として作成されたものであるため、官報に掲載されることなく関係者や一部の研究者の間で保管されてきた。農地改革法が適用された個人に関する公式記録が抹消された状態にあるなか、大地主の氏名と所有地が記された本資料は、ナセルの農地改革の実態を明らかにするものであり、エジプト政治社会史の空白を埋める貴重な資料といえよう。また本資料は、現代のエジプト政治の大きな疑問を解明するという点においても貴重な資料となる。というのも、1974年になると、サダトはナセルが第二次農地改革と第三次農地改革で接収した土地を元の所有者に返還あるいは補償を与える政策を実施しており、つまり最終的に大地主のもとには、本資料に記載されている土地の所有規模に近い状態まで土地が返還されるか、あるいは補償が与えられたと考えられるからである。土地の返還や補償を受けた家族は、その後サダト、ムバーラク両大統領のもとで、与党の支配を支える支柱となっていく。堅固なエジプトの権威主義政権の重要なアクターであった政治エリートの経済的、政治的基盤を知る上で、この資料は重要な手掛かりを与えてくれるのである。

筆者は、この資料に記載された2877件の土地調査結果全てについてデータベース化を行った。本稿は、主にその分析結果を考察したものである。また、資料はあくまでも個人の所有地に関する情報を記録したものであるため、本稿では農地改革法がエジプト社会に与えた影響は考察せず、改革の対象となった地主やその家族に焦点をあてることで、農地改革の実態の一側面を明らかにし

ていきたい。まず、資料に掲載されたデータを総合的に分析した後、特定の属性をもつ家族に着目して分析する。対象となるのは、王制期の議会で複数回国会議員を務めた家族である。その多くは共和国体制下でも議員を務めているが、彼らがなぜ農地改革後も権力を維持できたのか、本稿では1952年の第一次農地改革からその理由の解明に迫りたい。

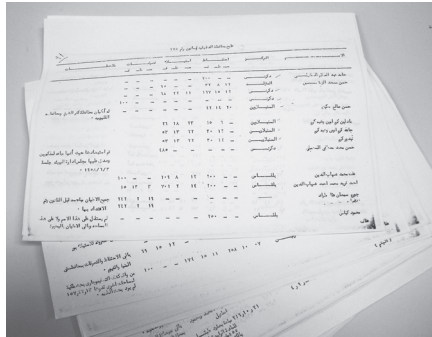


写真1：本稿が依拠した「農地改革公社農地改革法適用者名簿公報」(bayānāt milaffāt al-hay'a al-'amma lil-iṣlāḥ al-zirā'i wa al-khāṣa bil-khādī'm li qanūn al-iṣlāḥ al-zirā'i)。以下、「農地改革法適用者名簿」あるいは「資料」と略す。

## I 農地改革：王制期とナセル期

1952年の7月革命以前のエジプトでは、全地主の0.1%にあたる200フェツダーン<sup>(3)</sup>以上を所有する大地主が<sup>(4)</sup>、国内の農耕地の約20%を所有するという、一部の階層に極端に富が偏った社会であった<sup>(5)</sup>。1930年代のエジプト農村について、自身の体験をもとに考察を加えたH.アイルートは、当時の農村社会を、人が土地を所有するのではなく、人が土地に帰属していると表現した<sup>(6)</sup>。

王制期のエジプトでは、富裕層の中核をなす大地主が、経済的な富だけでなく政治的にも強大な権力も独占していた。その象徴が議会である<sup>(7)</sup>。王制期の中央議会は議員の多くが地主階級の出身で、同じ選挙区の議席を特定の家族が

半ば占有するような状態にあった<sup>(8)</sup>。

## 1. 王制期の議会における農地改革議論

農地改革についての議論が、地主が議席を占有していた王制期の中央議会に全くなかったわけではない。1940年代の議会では、一部の大地主に偏った土地所有を是正しようという少数の改革派と、改革に消極的な多数派の間で議論が活発化した。多数派が、不均衡な土地所有は王領地と国有地であるダーイラ・サニーヤ (dā'ira sanīya) を売却することで是正されるべきと主張する一方、改革派は私有地の所有に上限を設けることを主張した<sup>(9)</sup>。

議会における改革論者の代表的存在がミッリート・ガーリー (Mirrīt Ghālī) で<sup>(10)</sup>、100 フェッダーンを上限とすることを主張した<sup>(11)</sup>。ガーリーは、上限を100 フェッダーンとする理由を、第一に議会で多数派を占める大地主出身の議員に受け入れやすくするため、第二に地方議会や地方の公的機関で重要な役割を果たしている中規模地主の名望家層の利権を保護することで改革を実現させるためと述べている<sup>(12)</sup>。しかし、農地改革の立法化は、ワフド党をはじめとする全ての政党が反対の立場を取り、挫折する結果に終わった。大地主に対する土地の所有制限は、既存の議会制度の枠内では実現不可能であったのである。

ここで、本稿で用いる家族について定義したい。家族を意味する言葉は、夫婦とその子供達で構成される核家族ウスラ (usra)、ウスラを中心に、その親族まで含めた血族でつながる同族集団、あるいは拡大家族であるアーイラ (ā'ila)、同じ先祖を共有するという意識を持った集団である部族カビーラ (qabīla) がある。本稿でいう家族とは、核家族よりもさらに広い親族で構成される、アーイラを意味する。

## 2. 第一次農地改革法の概要

既存の政治制度の枠内では実現困難な農地改革を断行したのが、革命評議会によって設立された新政権であった。農地改革法は、1952年、1961年、1969年の計3回に亘り実施された。1952年9月に発表された第一次農地改革法（正式名は1952年第178号法）では、個人が所有できる所有規模を計200フェッダーンとし、扶養する子供がいる場合、一人につき50フェッダーン、計100フェッダーンまで加えることを認め、合計300フェッダーンを上限とすると定められた。土地所有は個人を単位に規制されたため、夫が200から300フェッダーンを保持し、同時に妻や成人の子供も、各々200フェッダーンの所有が認められた。法は1952年11月から5年間の予定で施行されるとされた。まず、国王とその家族が所有していた土地が接収された。その他の大地主については1年以内に制限を超える土地を自身で売却することが許された。ただし、その売却先は、親戚や10フェッダーン以上の土地を所有する者に対しては禁止された。この期間内に処分できなかった法定制限を超える規模の土地は、国家によって補償付きで接収された後、5フェッダーン以下の土地を所有する小農に、合計10フェッダーンを超えないよう分配されることとなった。

200フェッダーンに定められた所有制限は、その後ナセルが社会主義的政策に傾いていくなかで、また大地主に批判的な世論が高まるのに呼応する形でさらに制限されていく。1961年には上限が100フェッダーンに、ナセルが死去する前年の1969年にはさらに半分の50フェッダーンにまで制限されている。

このように、農地改革は所有の上限を段階的に下方修正しながら3回に亘り進められた。1952年の農地改革法は、過度に偏った富を是正するのに一定の成果を得たといわれている<sup>(13)</sup>。アブドゥルファーディルによると、100フェッダーン以上の土地を所有する地主の数自体には変化は見られないが、革命前では全国の土地の27%にまで及んだその所有が法律施行後は13%に減少するな

ど<sup>(14)</sup>、所有する土地の規模は減少している。しかし、エジプト社会に大きな変革をもたらした農地改革はこの第一次農地改革ではなく、より強制力をもった接収が行われた1961年の第二次農地改革であった。1969年の第三次農地改革は、翌1970年にナセルが死去し、王制期の有力家族と比較的良好な関係にあったサダトが大統領に就任したこともあり、本格的な実行には至らなかった。

## II 総合的分析結果

### 1. 依拠した資料

最初に、本稿が依拠した資料について説明する。先述の通り、この資料は第一次農地改革法の適用対象者とされた1789名の大地主が所有する2877件分の土地について、法律施行後の状況を調査した記録である。規定を超える土地を所有する大地主には、その土地が国家によって接収される前に自身で土地を売却する時間的猶予が与えられた<sup>(15)</sup>。そして、この猶予が終了した後に、この間の大地主による土地の処分状況の調査が実施された。本資料はこの調査の結果作成された内部資料の一つである。資料を作成したのは農地改革の実行機関である農地改革公社 (al-Hay'a al-'Āmma lil-Iṣlāḥ al-Zirā'i) で、資料中の記述から判断して、記録は1955年を中心に、1952年から1961年頃までに調査された結果をまとめたものと考えられる。

資料に記載された内容は、地主の氏名、土地の所在地、維持した土地の規模 (iḥtifāz), 相続させた規模 (istilā'), 処分・売却した規模 (taṣarruf), 追記 (mulāḥazāt) であり、これらの項目が県ごとに一覧の形でまとめられている。土地の所在地は郡 (markaz) までで、正確な村名までは明らかにされていない。資料は大地主個人が所有する土地の現状を調査したものであるため、対象者全員の所有状況全体を総括するようなデータや説明などは記載されていな

い。

そこで必要となるのが、本資料のデータベース化である。資料は法律の適用対象となった土地を県ごとに記載しているが、大地主の多くは複数の県や地域に土地を所有しているため、記載されたままの状態では個人が所有する土地の全体規模を把握することができない。それがデータベース化作業を行ったことで、個人あるいは家族全体が国内各地に所有する土地の全容をつかむことが可能となった。

この資料の問題点についても述べておきたい。農地改革の対象者とされたにもかかわらず、所有する土地の規模が極端に少ない事例が散見された。また、追記の箇所では、〇〇県と〇〇県に土地を所有、などと記載されながらも、それについての追跡情報が掲載されていないため、最終的な所有規模が不明である事例も多くみられた。このような問題が生じた理由として考えられるのは、農地改革公社に全国横断的な情報収集機能が欠けていたこと、網羅的な調査を実施するには時間が足りなかったこと、あるいは調査担当者の能力不足、などである。

## 2. 結果分析

では、資料の分析結果について、記載された項目ごとに考察する。表 2-1 は、本資料の総合的データを地域と県ごとにまとめたものである。項目ごとに、法の適用を受けた土地の規模を合計した数値を記した。

### ① 件数

対象者 1789 名が所有する土地は、延べにして 2877 件に及んだ。カイロやアレキサンドリアなどの都市部では大規模な土地所有が困難であるため、法の適用を受けた土地は非常に限定された。農地改革法の対象となった土地は、デルタ地域のシャルキーヤ県が最も多く、次いで同じくデルタ地域のビヘイラ県、

表 2-1：地域・県別にみた第一次農地改革法対象者全員の所有状況

	県	土地件数	維持した土地	相続させた土地	売却した土地
<b>【都市部】</b>					
1	カイロ	2	—	48	—
2	アレキサンドリア	8	400	205	—
	合計	10	400	253	—
		比率	61 : 39 : 0		
<b>【スエズ運河沿岸地域】</b>					
3	イスマイリーヤ	7	767	34	51
		比率	90 : 4 : 6		
<b>【デルタ地域】</b>					
4	カリュービーヤ	172	11,709	5,390	3,045
5	メノフィーヤ	118	7,030	7,029	1,773
6	ガルビーヤ	233	19,501	19,183	6,613
7	シャルキーヤ	530	55,770	45,151	17,526
8	ダカハリヤ	234	26,393	22,936	9,777
9	ダミエッタ	16	1,955	2,893	1,610
10	ビヘイラ	520	81,320	76,489	13,533
	合計	1823	203,682	179,075	53,879
		比率	47 : 41 : 12		
<b>【中部エジプト地域】</b>					
11	ギーザ	98	7,072	913	1,783
12	ファイユーム	121	16,809	16,105	2,258
13	ベニ・スエフ	172	10,533	8,085	3,848
14	メニア	312	37,887	29,705	7,632
15	アスユート	172	18,029	17,470	9,095
	合計	875	90,333	72,280	24,619
		比率	48 : 39 : 13		
<b>【上エジプト地域】</b>					
16	ソハーグ	85	6,268	3,167	1,270
17	ケナー	58	4,395	3,876	967
18	アスワン	17	1,771	731	95
	合計	160	12,435	7,776	2,333
		比率	55 : 34 : 10		
	総計	2877	307,617	259,418	80,882

(出所)「農地改革公社農地改革法適用者名簿公報」にもとづき筆者作成。

(注) 土地の単位はフェェダーン。小数点以下切り捨て。



中部のメニア県の順となっている。県の大きさの違いもあるが、これらの県は東西の砂漠から移動してきたアラブ部族が多く定住した場所であり、ムハンマド・アリー以降に大規模な土地所有が行われた地域という共通する特徴がある。そのため、農地改革の対象となった土地の件数や規模が多い結果となったと思われる。

## ② 対象者

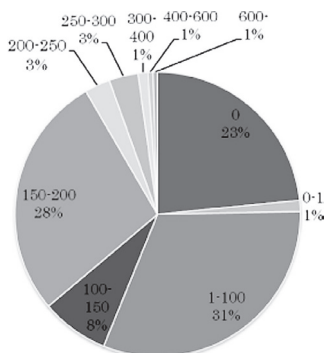
資料に記載された農地改革法の対象者に関する情報は、追記で説明が加えられない限り氏名のみである。したがって、土地の所在地と氏名が所有者の属性を判断する最大の手掛かりとなった。そこから判断した限りでは、当然ながら農地改革の対象者となった大地主はエジプト人が大半を占めていた。1950年の時点で外国人が所有していた土地は、個人が所有する土地の3.6%、21万5783 フェッダーンであるが、本資料では外国人に関する記述は数が限定された。資料に掲載された外国人の土地の所有状況に限ってみれば、エジプト人のそれと変わりなく、特筆すべき点は見当たらない。同様に、王族の名前も数が限定された。王族の土地についての詳細は以下⑥で述べる。

## ③ 維持した土地

農地改革法の対象となった2877カ所の土地のうち、土地の一部ではなく全てが売却されたと思われるのが674件、全体の23%（小数点第一位四捨五入）であった。23%と少ないのは、複数の箇所土地を所有している地主が別の場所で土地を維持したためと思われる。売却されなかった2199件の土地の規模をみると、うち2137件、つまり97%が制限の上限である300フェッダーン以内の維持に努めていた。割合として最も多いのは1-100フェッダーンまでの906件（31%）で、次いで150-200フェッダーンの799件の28%（そのうち511件が200フェッダーン）、200-300まででも178件（6%）という結果であっ

た。つまり、ほとんどの地主の維持した規模は所有が 200 から 300 フェッターンの間に収まっていることから、法の適用を受けた地主達は明らかに法の所有上限を意識しているといえる。

グラフ 2-1：農地改革法適用地における維持された土地の規模の割合



(出所)「農地改革公社農地改革法適用者名簿公報」にもとづき筆者作成。

(注) 単位はフェッターン。

しかし、以下の点を留意しなくてはならない。それは、法適用者はひとつの家族につき一名に限定されてはいないということである。ひとつの家族で複数名が法の適用を受けた事例も多く、その場合は各人が法で定められた上限を順守しても、家族全体での土地の維持はかなりの規模に及ぶことになる。以下に典型的な事例をみてみよう。

#### 【ダルマッリー家の事例】

19世紀からパシヤ位所有者を複数出し、メニア県の有力家族スルターン家とも親戚関係にあるダルマッリー (al-Darmalli) 家は、他の大地主と同様、ビヘイラ県、シャルキーヤ県など各地に土地を所有しており、4名、8カ所の土地が農地改革の対象となっている。4名いずれも一カ所で維持した土地は 200

削除された歴史

フェッダーン以内であり、個人の所有総計は、例えばハディージャという女性が所有するビヘイラ県の土地二か所とガルビーヤ県の土地一か所を合計すると301フェッダーンで、300フェッダーンを僅かに超えているものの、規定の範囲内といえる。つまり、ダルマツリー家は家族の土地が離散しないよう、計画的に土地の相続、売買を行っている可能性が高いことが分かる。このダルマツリー家のような法適用者とされた大地主の家族の多くは、一人が所有できる所有制限を守りながら、家族全体としての所有地を可能な限り多く確保している。

表2-2：ダルマツリー家全体の所有状況

名前	県	地区	維持	相続	売却
ハディージャ	ビヘイラ		180	23	
	ビヘイラ	ディリンガード	41	93	
	ガルビーヤ	ビルカース	80	294	
ナフィーサ	ビヘイラ		200	120	9
	シャルキーヤ	アプー・キビール	—	125	
ラティーファ	ガルビーヤ	マハツラ	58	22	
	メニア	マツラーウィー	133	—	
アフマド	ビヘイラ	ディリンガード	200	47	
合計			892	725	

(出所)「農地改革公社農地改革法適用者名簿公報」にもとづき筆者作成。

(注) 単位はフェッダーン。小数点以下切り捨て。

特異な例ではあるが、一か所の土地で制限を大幅に越えた規模の土地を保有した例が複数みられた。その数は、500フェッダーン以上を維持した事例だけでも20件確認されている。大規模な農地所有を可能にした理由はそれぞれ異なるだろうが、おそらく荒蕪地 (būr)，あるいはワクフ地に関する土地であると思われる。ワクフ地は農地改革法の規制対象ではないため、本資料におけるワクフに関する記述は非常に限定された。記載されている場合でも、大半が

ワクフを所有している事実と所有地のみ簡単な内容であった。そのため、以下では荒蕪地についてのみ考察する。

#### 【荒蕪地に関する記述】

第一次農地改革法では、生産性の高い肥沃な土地と荒蕪地を区別せず、土地の所有は200フェッダーンまでと定められた。しかし、実際は必ずしも規定通りに実行されてはいなかったようである。例えば、ビヘイラ県のムハンマド・リバーンは、扶養家族がいる場合の個人の所有上限300フェッダーンに加えて170フェッダーンの荒蕪地を確保し、合計417フェッダーンを所有していた。他にも、本資料の追記の箇所、地主が所有地を荒蕪地であると訴えて、200フェッダーンの所有制限から荒蕪地を除外させた事例や、書類上は保持した土地は200フェッダーンとしつつも、追記のところで他に荒蕪地を所有していることが補足されている事例が随所にみられた。

このような、所有地が荒蕪地であるとの理由づけは、時には法外な規模の土地所有を可能にしたようである。例えば、農地改革法の対象となった2877件の大地主のなかで、最も多い6000フェッダーンを保持したビヘイラ県コム・ハマダ地区のナイーマ・ハーフィズはその追記において、土地を荒蕪地として認めさせることで土地を保持したと記されている。また、地主が荒蕪地の規模の開示を拒否したと記録されている事例もあった。以上のことから、大地主にとって荒蕪地の所有は、法の適応から逃れるための手段のひとつとなっていたと考えられる。

#### ④ 相続させた土地

第一次農地改革法は、妻と子供への相続を各人200フェッダーンまで認めている。表2-3は、資料に掲載された土地2788カ所中、相続が行われた1340件について、その規模ごとに件数を一覧にしたものである。最も多かったのが、

1 フェッダーンから 50 フェッダーンまでの 541 件であった。しかし、500 フェッダーン以上を相続させたものが 129 件、つまり法適用者の約 4.5%にも上ることがわかる。

表 2-3 農地改革法対象者が相続させた土地の規模

相続規模	件数	相続規模	件数
0-1	62	400-500	48
1-50	541	500-1000	83
50-100	194	1000-2000	34
100-200	222	2000-3000	8
200-300	92	3000-5000	2
300-400	52	5000-7000	2

(出所)「農地改革公社農地改革法適用者名簿公報」にもとづき筆者作成。

(注) 単位はフェッダーン。

仮に、相続は一人につき 200 フェッダーンという規定が順守された場合、最も多くの土地、6588 フェッダーンを相続させたビヘイラ県のムハンマド・オマル・ラッポには 32 名の相続人がいたことになる。大地主のなかには、カイロに居住しながら地方の所有地に別の家庭を持っていた例もあり<sup>(16)</sup>、その場合は相続人の数が通常より上回ることが考えられる。しかし、それを考慮しても 32 名はかなりの数である。

ガーダッラーは 1952 年を境に結婚率が急増していることを根拠に、地主が相続人を増やすことで、土地の接収を最小限に止めようとしたと述べている<sup>(17)</sup>。法律の施行期間は 5 年間であったため、この間に子供が生まれると、保持する規模はさらに追加されている。例えば、メノフィーヤ県タラー地区のムハンマド・アブドゥルメナーム・フセインは、1954 年 3 月 10 日に息子が誕生したため、さらに 50 フェッダーンを加えて保持することになったと追記に記録されている。

さらにガーダッラーによると、農地改革法への対抗策として行われた結婚は親戚縁者間で結ばれたため、農村地域における有力家族の関係がかえって強化されたという<sup>(18)</sup>。これが事実なら、大地主の弱体化を狙った農地改革は、皮肉なことに地主間の結束をさらに強めたことになる。多くの論者が第一次農地改革法は、地主が家族や親族にかなりの規模の土地を相続させたことで骨抜きにされたと指摘しているが<sup>(19)</sup>、この資料でもその主張が裏付けられたといえる。

#### ⑤ 売却した土地

農地改革法は、定められた所有規模を上回る土地を所有していた場合、その土地は売却することと規定している。ハーリクはその著書の中で、売却先は親族と10フェッダーン以上の土地を所有する者が除外されたため、地主にとって売却先を見つけることは容易ではなかったと述べている<sup>(20)</sup>。しかし、実際は自身の子供を含めた親族間で相続だけでなく売買も行っていたようである。本資料では2877件中、131件(4.6%)について売却先が記載されている。内訳は、売却先が小農というものが16件、子供達となっているのが115件あった。全ての売却先が記載されているわけではないが、それでもかなり高い割合で自身の子供達に売却していることが分る。

#### ⑥ 接収・当局による管理

第一次農地改革法では、王族から接収した土地は17万8000フェッダーン、大地主からは65万6736フェッダーンが接収されている<sup>(21)</sup>。本資料のなかで確認することができた接収や管理下に置かれた土地の規模は非常に限定された。その理由は、この資料が大地主に与えられた土地の整理期間内に、どれだけの所有権の移動があったかを調査するためのものであり、当局が主導的に行った管理、接収は調査対象に含まれなかったためと思われる。

また本資料では、管理・接収の対象となったと思われる王制期の政党幹部でも、その家族の土地は他の大地主と同様の扱いで農地改革法の適用を受けていたことも明らかとなった。例えばワフド党の党主ムスタファ・ナッハース (Muṣṭafā al-Naḥḥās) や、幹事長のフアード・スィラゲッディーン (Fu'ād Sirāj al-Dīn) などの王制期の政党幹部は、1952年9月から順次逮捕され、数か月の拘置の後に自宅禁固となったためか、本資料にもその名前を確認することができなかったが、その子や妻の所有地は本資料に記載されている。

件数は少ないが、会社もまた農地改革法の適用対象となっている。資料の印刷が不明瞭なため判読できない事例もあったが、土地開発会社など7件が確認された。新エジプト会社 (al-Sharika al-Miṣrīya al-Jadīda)、エジプト農業会社 (al-Sharika al-Zirā'īya al-Miṣrīya)、ファイユーム農業不動産会社 (al-Sharika al-Zirā'īya al-'Aqqārīya bil-Fayyūm) などである。

新エジプト会社は、1899年にイギリスで設立された土地開発会社で、1950年の株式年鑑によると、会社はダカハリヤ県に1050フェッダーン、ガルビーヤ県に551フェッダーン、フアーディーヤ (カフル・シャイフ) 県に282フェッダーン、ビヘイラ県に2768フェッダーンの計5,397フェッダーンを所有していた<sup>(22)</sup>。しかし、農地改革法の適用対象となったことで、新エジプト会社は当局の指示により所有地を全国の小農に売却したという。本資料によると、法の施行後はガルビーヤ県にわずか558.19フェッダーンを所有するまでに減少している。1897年に設立されたエジプト農業会社については、1950年の時点で2,592フェッダーンの土地を5県に所有していたが、法の施行後はカリエービーヤ県に200フェッダーンの土地を所有するのみとなっている。他の残りの会社も同様で、いずれも所有できたのは200フェッダーンのみであった。新エジプト会社については、追記において当局の指示で小農に土地が売却されたことが分かるが、他の事例については売却の経緯、経過は不明である。しかし、おそらく新エジプト会社と同様に、当局の指示があったと考えられ

る。

ここで、王族関係者についても述べておきたい。王族 (umarā' wa amīrāt al-bayt al-mālik) といっても様々で、その数はおよそ 425 名だという<sup>(23)</sup>。その大半が、王族が所有する全国のワクフに対して何らかの権利を持っていた<sup>(24)</sup>。農地改革法が施行されると、最初に国王とその家族の土地が接収され、その他の王族についても順次接収されていく。しかし既定の範囲内であれば所有が認められていたようである。王族関係者についての記述は不十分なものが多く、氏名から判断して王族である可能性が高いものもみられたが、ここでは曖昧なものは除外して王族と明記されているもののみ取り上げる。王族が所有する土地は、約 30 件、9 名確認された。9 名中 6 名が法の施行後も土地を一部維持していた。最も広い土地を維持したのは、ムハンマド・アリーの曾孫でファード国王 (在位 1917-1936) の従兄弟にあたるアッバース・イブラーヒーム・ハリーム<sup>(25)</sup> である。ハリームは、3 県 4 か所において<sup>(26)</sup>、合計 269 フェッダーンの土地を維持している。これに次ぐのが 200 フェッダーンを維持した 3 名で、ムハンマド・アリーの孫のザイバ・ハサン、曾孫のイスマーイール・アジーズ・ハサン<sup>(27)</sup> とムハンマド・イッズッディーン・ハサンである。この 3 名はいずれも副王イスマーイールの息子ハサンの系統である。既に大半の土地が接収されたためか、残された土地のなかで売却したのは極わずかで、最も多いもので 50 フェッダーンであった。

王族が維持した土地は、デルタ地域に集中している。王族は 20 世紀初頭に王領地を売却して以来、エジプト南部では土地を所有していなかったため<sup>(28)</sup>、このような結果となったと思われる。所有地は、デルタ地域のなかでもシャルキーヤ県が最も多く、彼らが維持あるいは相続させた土地の合計は 2096 フェッダーンであった。シャルキーヤ県に次ぐビヘイラ県ではわずか 219 フェッダーンであることから、資料に記載された事例に限っては、王族が革命後に維持した土地はシャルキーヤ県に集中していることが分る<sup>(29)</sup>。



## ⑦ 農地改革法逃れ

これまででは、法が適用された土地の所有状況について述べてきた。しかし、全ての大地主が法の適用を受けたわけではなかった。例えば、シャルキーヤ県のシャムスィー (al-Shamsī) 家やギーザ県のズムル (al-Zumr) 家、ソハーグ県のアブー・スティート (Abū Sutīt) 家などは、よく知られた大地主であるにもかかわらず、家族から1名の法適用者を出していない。また、ビヘイラ県のワキール (al-Wakīl) 家は家族全体で12名、28ヵ所の土地が改革の対象となったが、ワフド党党首ムスタファ・ナッハースの義理の兄弟で、数千フェッダーンもの土地を所有していたといわれるアフマド・アル＝ワキールの名前は資料から確認できなかった<sup>(30)</sup>。また、王制期に広大な土地を所有し、大勢の政治家、企業家、文化人を輩出したことで知られるシャルキーヤ県のアバーザ (Abāza) 家は<sup>(31)</sup>、法の適用を受けた者の数が少ない印象を受けた。アバーザ家で農地改革の対象となったのは4名、4件のみであり、維持した土地は合計で520フェッダーン、相続させたのは628フェッダーン、売却したのは136フェッダーンにとどまっている。ギーザ県のアッザーム (‘Azzām) 家についても、対象者は1名、1件のみで、188フェッダーンを保持、100フェッダーンを売却しただけにすぎなかった。

これらの家族がどのような手段で農地改革法の適用を免れたのか不明だが、王制期のエジプトを代表する実業家で王室と親しい関係にあったアフマド・アッブード (Aḥmad ‘Abbūd) の事例は、その疑問を解く糸口になるかもしれない。アッブードは、ケナー県に5000フェッダーンもの土地を所有していたが、それらをワクフや王家の資産として登録していたという<sup>(32)</sup>。そのためか、アッブードの名前は法適用者のなかにはない。

このように、農地改革法の適用者になること自体から逃れていた事例が複数あることが分かる。ここで農地改革法に関連して起きた事件をみてみよう。こ

の代表的な例が1966年にメノフィーヤ県カムシーシ村で発生したカムシーシ事件である<sup>(33)</sup>。この事件は、カムシーシ村の土地の大半を少なくとも1世紀以上に亘って所有してきた地主フィキー (al-Fiqī) 家が、カムシーシ村で農地の小農への適正な分配を主張する運動を行っていたサラハ・フセインを殺害したという事件である<sup>(34)</sup>。夫婦で運動を行っていた妻のシャーヒンダ・マクラドは、後年受けたインタビューのなかで、フィキー家は所有地を他人の名義とすることで法の適用を逃れていたと語っている<sup>(35)</sup>。また、夫のフセインが殺害される前にもフィキー家の不正に抗議した男性2名が殺害されているという<sup>(36)</sup>。そのためか、本資料のなかにも、メノフィーヤ県にフィキーという姓をもつ対象者は見当たらない。

以上、第一次農地改革法の全対象者の改革後の土地の所有状況について概観した。土地の所有は一人につき200（あるいは200から300）フェッダーンという上限は概ね守られているが、相続や家族への売却は必ずしも合法的に行われていなかった。政府のいう政治的な「封建制」の廃止という目標を達成するには、法律そのものと、その実施において多くの問題があったことが分かる。第一次農地改革法が当初の目的ほどは大地主の土地所有を制限できなかった理由をまとめると以下の通りである。

- a) 土地所有を個人単位で制限し、家族単位で規制しなかった（法の不備）。
- b) 土地を荒蕪地と農耕地に分けて規制しなかった（法の不備）。
- c) 土地の売却が、実際は身内や親族間で行われた（法の不順守）。
- d) 行政側が、大地主個人、あるいはその家族が所有する土地について、全国規模で把握できていなかった（縦割り行政）。

これまで多くの論者が指摘してきた通り、農地改革は大地主に過度に偏った

土地所有をある程度是正するという意味では一定の成果を上げたが、大地主の地域社会における影響力を排除するほどではなかったことが本資料からも確認することができた。

### Ⅲ 農地改革における地主議員

この章では、王制期の議会で議席を独占した大地主に焦点を絞って考察する。筆者はこれまでの研究において、王制期から現在まで、同一の選挙区で国会の議席を占有し続けている家族を「議会家族」と定義し<sup>(37)</sup>、その属性が大地主あるいは中規模地主であることを明らかにし、それらの歴代政権との関係を分析してきた<sup>(38)</sup>。本稿では、この議会家族だけでなく、革命後は連続して国会議員を務めなくなったが革命以前に複数回国会議員を務めた大地主の家族も含めて考察する。

#### 1. 国会議員を複数回務めた家族の土地所有状況

表 3-1 は、第一次農地改革法の適用対象者のなかで、王制期から現在まで、あるいは、王制期まで国会議員を複数回務めた家族、計 92 家族、延べ件数にして 639 件について、家族ごとに彼らが維持した土地、相続させた土地、売却した土地をまとめた数値である。議会家族については、家族名の後に〔\*〕印で、コプト教徒の家族は〔+〕印で示した。各県ごとに家族名を記したが、一人が複数の県に土地を所有している場合が多いため、家族全体で最も多くの土地を所有している県を本拠地とした。したがって、多くの場合この本拠地と国会議員としての政治基盤は一致するが、必ずしもそうではないということを補足しておく。

表 3-1：国会議員を複数回務めた家族の土地所有状況

	家族名		維持	相続	売却
カリュービーヤ	シャワールビー	al-Shawārbī	200.00	1088.03	100.00
メノフィーヤ	ラスラーン	Raslān	495.17	2.20	—
	ガーズィヤ	Jāziya	540.31	150.00	—
ガルビーヤ	ギンディー	al-Gindī	1056.66	52.15	153.52
	イスマーイール・シドキー	Ismā'īl Ṣidqī	2.10	—	—
	アブドゥルフトゥーフ	'Abd al-Futūḥ	999.28	1522.50	454.18
	ミンシャーウィー	al-Minshāwī	629.36	31.02	278.05
	ハダール	Ḥaḍār	365.45	—	253.22
	シイドキー	Ṣidqī	731.99	280.51	285.11
	アアサル	al-A'sar	654.22	20.30	—
	ハルミール *	al-Harmīl	200.00	38.06	100.00
	マクラム・ウバイド †	Makram 'Ubayd	185.27	—	—
マンザラーウィー	al-Manzalāwī	818.49	583.23	—	
シャルキーヤ	ワーキド *	Wākīd	200.00	—	—
	ムラード	Murād	2589.44	1159.03	318.14
	ハリール	Khalīl	1461.94	2021.43	260.20
	アルフィー *	Alfī	717.28	21.15	108.14
	アイユーブ	Ayyūb	619.04	122.23	200.00
	ヌクラシー	al-Nuqrāshī	300.00	27.53	—
	ナッハース	Nahḥās	400	403.2	737.28
	アバーザ *	Abāza	520.19	628.29	136.11
	サーリム *	Sālim	1250.00	251.25	67.22
	セラゲッディーン *	Sirāj al-Dīn	200.00	1498.22	50.00
	タールーティ *	Tārūṭī	200.00	3.06	31.20
	フォード	Fūda	1133.46	1323.19	318.09
	マレイ *	Mar'ī	399.24	—	107.06
ダカハリーヤ	マズルーム	Mazlūm	735.11	930.44	358.10
	バドラーウィー・アーシュール	Badrāwī 'Ashūr	561.09	977.42	100.00
	バドラーウィー *	Badrāwī	1261.09	687.78	310.00
	ヤカン	Yakan	1015.88	791.70	1224.62
	アトラビー	al-Aṭrabī	606.34	—	236.10
	アフィーフィー	'Affī	470.67	3.29	329.62
	アライーリ	al-'Alāyilī	200.00	—	—
	ナスラト	Nasrat	498.03	86.09	29.09
	ヌール	Nūr	800.00	666.73	330.10
	ムーサー †	Mūsā	857.29	113.54	183.85
ルーズィー	al-Lūzī	425.32	35.05	267.20	

削除された歴史

	家族名	維持	相続	売却	
ビハイラ	カーディー	al-Qādī	202.02	—	73.02
	マフユーン *	Makhyūn	200.00	143.00	—
	ナワール *	Nawār	2542.26	2178.71	612.59
	サクル	Ṣaqr	94.13	—	—
	タウィール *	al-Tawīl	997.22	35.04	—
	ダルマッリー	al-Darmallī	892.47	725.01	9.00
	バルバア	Balbaʿ	1103.43	2327.53	420.24
	メニヤーウィー	Minyāwī	799.05	284.47	329.08
	ヒンナーウィー	al-Hinnāwī	401.08	—	386.00
	アブドゥルハーリク ・サルワト	ʿAbd al-Khālīq Tharwat	662.13	—	93.14
	リバーン	Libān	470.12	—	—
	ワキール	al-Wakīl	2933.27	2651.26	368.46
	ガイヤール	al-Jayyār	200.00	0.18	183.18
バスユニー	Basyūnī	826.60	223.20	142.00	
ギーザ	ハシーシ	Ḥashīsh	187.16	—	—
	シーシーニー	Shishīnī	407.28	116.09	109.13
	ラドワン *	Raḍwān	336.16	—	—
ファイユーム	ハイラト	Khayrat	385.38	29.00	150.00
	マスリー	al-Maṣrī	542.36	468.16	67.09
	トゥーニー *	Tūnī	986.93	44.20	157.39
	タンターウィー *	Ṭaṭṭawī	475.07	177.15	—
	アッザーム	ʿAzzām	188.13	—	100.00
	ミザール	Mizār	274.00	—	—
	バフナス	Bahnas	204.78	1040.80	60
	バースイル *	al-Bāsil	1770.05	629.62	246.21
ハムザ	Ḥamza	406.16	—	21.19	
ベニ・スエフ	ラーディー	Rādī	822.11	517.34	148.00
	ザアザア	Zaʿzaʿ	300.00	129.20	—
	ブトルス・ガーリー †*	Buṭrus Ghālī	475.78	1156.55	146.13
メニア	サイドフム †	Saydhum	798.42	91.18	247.35
	サアディー *	al-Saʿdī	1707.41	2116.21	85.00
	アブドゥルラージク	ʿAbd al-Rāziq	772.39	71.00	100.00
	シャアラウィー	al-Shaʿrāwī	1321.59	4939.58	200.00
	シュライイー	al-Shurayī	1300.00	166.00	102.60
	フザイン	Ḥuzayn	597.17	1.15	6513.17
	シャリーフ	al-Sharīf	1671.88	473.5	1202.35
	スイッリー	Sirrī	186.23	—	99.23
	ムーサー	Mūsā	393.08	73.00	70.08
	ヤス †	Yas	4101.49	17.00	150.00
	スルターン	Sulṭān	200.00	16.00	78.00
	ラムルーム	Lamlūm	350.00	440.00	150.00

	家族名	維持	相続	売却	
アスユート	ガザーリー	Ghazālī	474.13	50.06	85.18
	マハフーズ *	Mahfūz	701.60	93.33	264.92
	ファームヌス †	Fānūs	1390.21	345.40	21.16
	ハイヤート †	Khayyāt	1742.05	3377.06	326.27
	ドゥース †	Dūs	267.11	549.23	328.17
	ウィーサー †	Wīṣā	1180.75	2719.63	50.00
ソハーグ	タラーズィー	al-Ṭarāzī	752.75	56.34	155.28
	アブー・リハーブ *	Abū Rihāb	1028.51	307.44	239.84
ケナー	ナーズィル	al-Nāzil	200.00	48.00	100.00
	ビシャーラ †	Bishāra	1889.06	37.06	337.15
	ハンナー †*	Hannā	12.00	897.20	100.00
	アンダラーウス	Andarāwus	200.00	640.31	100.00

(出所)「農地改革公社農地改革法適用者名簿公報」および鈴木「エジプトにおける行政・立法関係：体制変化と世襲議員の変容」(2005年)にもとづき筆者作成。

(注) †印はコプト教徒の家族。\*は「議会家族」。

維持した土地と相続させた土地を合計した数値、つまり家族全体で確保した土地の規模で最も多かったのは、メニア県を基盤とするシャアラウイー家で、6261 フェッダーンであった。次いでワキール家(ビヘイラ)の5585 フェッダーン、ハイヤート家(アスユート)の5119 フェッダーン、以下、ヤス家(メニア)4118、ナワール家(ビヘイラ)4721、ウィーサー家(アスユート)3900、サアディー家(メニア)3824、ムラード家(シャルキーヤ)3748、ハリール家(シャルキーヤ)3483、バルバア家(ビヘイラ)3431のように、3000 フェッダーン以上を確保した家族は10家族にも及んだ。これらの家族が土地を所有する県には二つの共通する特徴がある。それは、これらの県が、アラブ部族が多く定住した地であり、かつ国内で最も規模の大きい土地所有が行われた地域だということである。これについては第IVにおいて詳述する。

同様に興味深いのが、コプト教徒の家族は土地を保持した規模が比較的大きく、特に相続規模が大きい傾向がみられることである。コプト教徒は、エジプトの中南部に多く、ヤス家、ビシャーラ家、ファームヌス家など、いずれも家族として維持した土地の規模が大きい。相続規模については、ベニ・スエフ県

のプトルス・ガーリー家（家族構成員のひとり元国連事務総長プトルス・プトルス・ガーリー）は1156.55 フェッダーンを相続させており、コプト教徒とムスリムの数が拮抗しているアス्यूト県では、ハイヤート家が3377 フェッダーン、ウィーサー家が2719.63 フェッダーンを相続させるなど、その規模は突出している。

## 2. 第一次農地改革法と地盤選挙区

エジプトに選挙制度が導入されて以降、農村における選挙は農民の民意が影される場ではなく、地主などの名望家が農民を動員して特定の候補者に投票させる、有力者間の勢力争いの場であった<sup>(39)</sup>。この傾向は王制期に高くみられるが現代も続いている。したがって、選挙地盤と土地所有は密接な関係にあると考えていいだろう。ここでは、農地改革法と地主議員の選挙地盤の関係について考察する。

王制期の議会では、全国の選挙区の議席が特定の家族、あるいは家系によって占有された状態にあった。これらの家族は、1952年の7月革命を境に国会議員を出さなくなった家族と、革命後も議員を出し続けた家族に分けることができる。法適用者一覧に記載された両者の土地所有をみると大きな違いは見られず、ともにある程度の土地を維持していたことが明らかとなった。つまり、王制期に議席を占有していた大地主がナセル時代に国会議員を務めなくなったのは、土地を接収あるいは売却するなどして権力基盤を失ったことが理由ではないということになる。全ての事例をここで挙げることはできないため、革命を機に以後国会議員を出さなくなった家族としてシーシーニー家とシャワールビー家、革命後も議員を務め続けた議会家族の事例としてサーリム家を例に上げる。

事例① シャワールビー家

シャワールビー家は、王制期はカリュービーヤ県カリューブ地区を選挙地盤とし、4名の国会議員（計9回当選）を出していた。農地改革法の施行によりシャワールビー家は地盤選挙区であるカリューブに200フェッダーンを保持し、1088フェッダーンを相続させていた。売却した土地はわずか100フェッダーンであった。

事例② シーシーニー家

シーシーニー家は、革命以前はガルビーヤ県マハッラ・アル＝クブラーを選挙地盤としていた。他にダカハリーヤ、ガルビーヤ、カリュービーヤ、ギーザの4県に土地を所有しており、4名、6ヶ所が農地改革法の適用を受けている。維持した土地と相続分を合わせた規模はギーザが最も多いが、地盤選挙区のガルビーヤでも88フェッダーンを維持している。88フェッダーンは他の大地主の所有規模と比較すると規模は大きくないが、革命以後の議会では中規模地主出身者が多く当選するようになることを考えると、88フェッダーンは議席の維持が不可能な規模ではないだろう。

表3-2：シーシーニー家の事例

	維持・相続	売却
ダカハリーヤ	20.86	
ガルビーヤ	88.13	109.13
カリュービーヤ	134.02	
ギーザ	280.36	
総計	523.37	109.13

（出所）「農地改革公社農地改革法適用者名簿公報」にもとづき筆者作成。

事例③ サーリム家

では、革命後も議員を務め続けた議会家族の事例はどうだろうか。サーリム



家は、所有地が5つの県に亘り、7名、15カ所の土地が農地改革の対象となった。家族全体では1250フェッダーンを維持しており、うち半分の623フェッダーンは選挙地盤のシャルキーヤ県アブー・キビールを中心するファークース、そしてフセイニーヤで保持していた。

表3-3：サーリム家の事例

	維持	相続	売却
ビヘイラ	176		
カリュービーヤ	80		
シャルキーヤ	623	72	
ファイユーム	200	17	67
メニア	171	162	
総計	1250	251	67

(出所)「農地改革公社農地改革法適用者名簿公報」にもとづき筆者作成。

以上は一部の事例ではあるが、革命後に議員を出さなくなった家族も、改革によって地盤選挙区の土地を完全に処分したのではなく、かなりの規模の土地を維持していたことが分かる。また、第一次農地改革では、接収までの猶予期間の間に、所有地をある程度地盤選挙区に集約させる形で維持、相続が行われたといえる。したがって、王制期の大地主を中心とした農村の政治構造は、根幹部分では維持されたと考えることができる。

### 3. 県・地域別特徴

ここでは、国会議員を複数回務めた家族の県別、地域別特徴について分析する。表3-4は、表3-1で示した家族別の所有状況について、維持、相続、売却の3つの項目の比率を、合計が100%になるように県ごとに示したものである。上段が国会議員を複数回務めた家族の数値で、下段に括弧で示したのが国会議員を務めていない農地改革法適用者の数値である。

表 3-4：地域・県別にみた地主議員の維持・相続・売却の比率（合計 100%）

県名	維持	相続	売却	県名	維持	相続	売却
<b>【都市県】</b>				<b>【中部エジプト】</b>			
カイロ	— (0)	— (100)	— (0)	ギーザ	81 (69)	10 (10)	9 (21)
アレキサンドリア	66 (66)	34 (34)	0 (0)	ファイユーム	62 (53)	28 (40)	10 (7)
平均	33 (33)	17 (67)	0 (0)	ベニ・スエフ	43 (47)	49 (35)	8 (18)
<b>【スエズ運河周辺県】</b>				<b>【上エジプト】</b>			
イスマイリーヤ	— (90)	— (4)	— (6)	メニア	55 (51)	34 (39)	11 (10)
<b>【デルタ地域】</b>				アスユート	44 (52)	48 (40)	8 (8)
カリュービーヤ	15 (62)	78 (22)	7 (16)	平均	52 (54)	38 (33)	10 (13)
メノフィーヤ	87 (40)	13 (48)	— (12)				
ガルビーヤ	58 (39)	26 (47)	16 (14)	ソハーグ	66 (57)	17 (33)	17 (10)
シャルキーヤ	50 (46)	38 (39)	12 (15)	ケナー	47 (48)	41 (42)	12 (10)
ダカハリヤ	53 (43)	29 (40)	18 (17)	アスワン	81 (64)	5 (36)	14 (0)
ダミエッタ	— (26)	— (47)	— (27)	平均	54 (56)	32 (37)	14 (7)
ビヘイラ	54 (48)	35 (45)	11 (7)				
平均	53 (43)	34 (41)	13 (15)				

(出所)「農地改革公社農地改革法適用者名簿公報」にもとづき筆者作成。

(注) 単位はパーセント。

メニア県のフザイン家は一ヶ所で 6416 フェッターンもの土地を売却していた。これについての追記はなく突出した事例であるため、誤りである可能性を指摘できる。そのため、この表ではフザイン家を除外して算出した。イスマイリーヤ県、ダミエッタ県、メノフィーヤ県、カリュービーヤ県については、対象となった家族の件数が少ないため県全体の傾向を示す数値と見なすのは困難である。

まず各地域の平均値を比較すると、維持、相続させた土地の割合が最も高いのが中部地域、次いでデルタ地域、上エジプトの順となっている。大きな差はみられないが、若干中部地域における相続の割合が高い傾向がみられる。

県別の傾向をみると、シャルキーヤと中部地域全県において維持、相続の割合が高い傾向がみられた。次のⅣでは、分析地域をさらに中部エジプト地域に絞り、この地域における土地の維持率の高さの要因を考察する。

#### Ⅳ 中部エジプトの大地主

中部地域やシャルキーヤ県において、王制期に議員を務めた大地主の家族に、より多くの土地を維持しようとする傾向がみられるのは如何なる理由が考えられるのだろうか。

##### 1. アラブ部族のエジプト定住と大規模土地所有

中部地域、シャルキーヤ県に共通するのは、これらがアラブ部族が進入、定住した地域で、ムハンマド・アリー以降大規模な土地所有が行われたという点である。アラブ部族のエジプトへの移動は断続的に行われており、部族により時期と経路は異なる。おおまかにいえば、リビアやマグレブ地域から西方砂漠を経由してエジプトに進入した場合、多くがビヘイラ県と中部エジプト地域に定住し、アラビア半島から移動してきた部族はシナイ半島を経由してシャルキーヤ県に定住したといえる。

中部地域では、マムルーク朝末期になると部族首長（シャイフ）のなかには定住地で半ば自治を行うものもでてくるが<sup>(40)</sup>、オスマン朝期にはムルタズィムを務めるようになるなど、一部は行政機構の一翼を担うようになっていく<sup>(41)</sup>。だが、中部における最大の流入は、19世紀初頭のリビア系部族、サアーディー部族の流入であった。同部族に属するジャワーズィー族やファワーイド

族が、メニア県とファイユーム県を中心に定住し、両大部族はさらにバースイル家、マスリー家、ラムルーム家などに分かれ勢力を拡大していった。

流入したアラブ部族に対し、ムハンマド・アリーは、開墾が必要ではあるが免税処置がとられたイブアーディーヤ (ib'ādīya) 地や税が優遇されるアトヤーン・アラブ (aṭyān al-'arab) 地を与えて治安を安定させ、定住化を促す政策を行う。また同時に、戦闘能力に長けた部族民を徴兵するなどして、エジプト軍の戦力を補うとともに、彼らを支配下に置こうと試みている<sup>(42)</sup>。

アラブ部族の首長シャイフは、与えられたイブアーディーヤ地やアトヤーン・アラブ地を核にして大土地所有を展開していく。R. アハロニが両者の関係を、対立のなかの共存 (coexistence in conflict) と表現しているように<sup>(43)</sup>、政権とアラブ部族は、常に互いを警戒し、時には対立する関係でありながらも、権力を維持するためには必要な相手であったと思われる。

表 4-1 アラブ部族に供与された土地の規模

郡 (mudīriya)	ムハンマド・アリー期	アッバース期	合計
中部・上エジプト	122,177	43,889	166,066
ビハイラ	20,056	14,570	34,626
ギーザ	5,239	8,992	14,231
シャルキーヤ	1,640	10,581	12,221
マンスーラ	3,032	6,305	9,337
カリュービーヤ	2,573	2,726	5,299

(出所) 鈴木恵美「エジプトにおける行政・立法関係：体制変化と世襲議員の変容」博士論文、2005年。

(注) 数字の単位はフェッダーン。マンスーラ郡は現在ダカハリヤ県となっている。

シャイフ達が、その富と権力をさらに拡大させるきっかけとなったのが、1838年から始まる行政職のアラブ部族への開放である。R・ハンターは、アラブ部族のシャイフは中央政府につながる行政職を得たことで、さらに大規模な土地の集積が可能となったと述べている<sup>(44)</sup>。このような過程を経て大地主に

なった代表的人物が、ハナーディー族出身で<sup>(45)</sup>「南部エジプトの王」(malik al-ṣa'īd)と呼ばれたムハンマド・スルターンであった。スルターンは、知事などの数々の行政職を務めたことで、所有する土地の規模が1882年には13,000フェッダーンにまで膨れ上がったといわれている。

このような経緯で富を蓄えた中部エジプトのリビア系部族の首長家族は、19世紀後半には国会議員に名を連ねるようになる。表4-2は、エジプトで最初に議会が開かれた1866年から1923年に独立を宣言するまでの約56年間に開かれた15の議会において、国会議員として当選した回数の多い議会家族を示したものである。表をみると、この期間における当選回数の多い家族は、中部エジプト地域に多いことが分かる。これらの家族の多くが1952年の第一次農地改革法の対象となっている。

表4-2 当選回数の多い議会家族 (1866-1923)

当選回数	家族名	県	地域
11回	アバーザ家	シャルキーヤ	デルタ
6回	アブドゥルガッファール家	メヌーフィーヤ	デルタ
	マンスール家	カリュービーヤ	デルタ
	ズムル家	ギーザ	中部
5回	シャイル家	メヌーフィーヤ	デルタ
	アッザーム家	ギーザ	中部
	タンターウィー家	ファイユーム	中部
	アブドゥルラーズイク家	メニア	中部
4回	ナワール家	ビヘイラ	中部
	カッサープ家	ベニ・スエフ	中部
	ハシャバ家	アスユート	中部

(出所) 鈴木恵美「エジプトにおける行政・立法関係：体制変化と世襲議員の変容」博士論文、2005年。

このように、第一次農地改革で規制の対象となった中部エジプトのアラブ部族の首長が、19世紀の段階で大地主となり既に政治的基盤をもっていたという点が、王制期末期エジプトを代表する大地主であるバドラーウィー・アーシュール家（ダカハリヤ県）やスィラゲッディーン家（シャルキーヤ県）などと<sup>(46)</sup>、デルタ地域の名望家が20世紀初頭に王領地を購入することで大地主となった点と異なる<sup>(47)</sup>。19世紀の議員名簿にバドラーウィー・アーシュール家やスィラゲッディーン家の名前を確認することができないのはこのためである。

では、立憲王政期における中部地域出身の地主議員の所属政党にはどのような傾向がみられるのだろうか。先述の通り、王制期の議会は地主出身者で占められていた。ワフド党含め、全ての政党が農地改革には反対する姿勢を示していたが、なかでも個人の土地所有制限に最も強く抵抗し、農地改革法の前案が明らかとなった1952年8月の段階になっても、国有地の売却による改革を主張したのが立憲自由党であった<sup>(48)</sup>。立憲自由党や最も王室に近い人民党に所属する傾向はメニア県とシャルキーヤ県で高くみられた<sup>(49)</sup>。

以上、中部地域の地主議員について考察した。王制を倒した自由将校団が目指したのは、王室を頂点とした一部の富裕層が富を独占する体制の打倒であり、富裕層とはすなわち大地主であった。前例のない大規模な改革に、財産の処分を迫られた全国の大地主は、相続や身内への売却などの手段を用いて財産の接収を防ごうと努めたが、なかでも、特にアラブ部族やコプト教徒の大地主に土地を維持しようという意識が強かったのかもしれない。

アラブ部族には、中央政府や外国勢力など自身の領土を脅かす存在に対しては、交渉による解決に至らない場合、時には武力を用いても抵抗する部族気質のようなものが内在しているように思われる。加藤が「忘れられた革命」というオマル・マスリーの反乱は、メニア県のジャワーズィー族に属するアル＝マスリー家が主導したものであるし<sup>(50)</sup>、アフマド・オラービー運動に対する全

国の名望家の支持をまとめたのも、同じくメニア県のムハンマド・スルターンであった。R. アハロニもまた、アラブ部族が定住した南部エジプトとシャルキーヤ県、ビヘイラ県について、同地域は軋轢の中心地であり、しばしば蜂起が発生するなど、治安が失われる地域であったと述べている<sup>(51)</sup>。

大地主の富と権力の源である大規模土地所有を制限するという、かつてない改革に対し、当然大地主の側から激しい抵抗が予想された。全国の大地主のなかで真っ先に農地改革法に抵抗したのも、メニア県に定住したりビア系部族のひとつ、ファワーイド族出身の大地主であった。以下、この事件を取り上げる。

## 2. ラムルーム騒動

ラムルーム家は、元々の家族名をラムルーム・サアディーと称し、ファイユーム県に定住して多くの政治家を出しているバースシル家と同じファワーイド族出身である。地盤の選挙区はメニア県マガーガで、隣接するイドワを地盤とする議会家族のサアディー家も同じ部族に属する。ラムルーム家は中部地域に定住した他のリビア系部族と同様、19世紀前半に定住地であるマガーガにラムルーム城(Qaṣr Lamlūm)と呼ばれる要塞を建設するなどしていた<sup>(52)</sup>。立憲王政期には、ラムルーム家から5名が統一党、立憲自由党、人民党あるいは無所属など、他のメニア県出身の議員と同様に反ワフド系候補者として国会議員に当選し、マガーガ選挙区の議席をほぼ独占していた<sup>(53)</sup>。

さて、農地改革法が発表されて1週間も経たない9月12日、ラムルーム家の当主アドリー・ラムルーム(当時25)は(おそらくリビアの)伝統的衣装をまわって自ら馬に乗り、郎党を率いてマガーガ警察署を襲撃、「死んでも農地改革法を実行させない」と叫びながら銃を乱射、警官1名と女性1名が負傷する事件を起こした。即日逮捕されたアドリーはメニアで特別軍事法廷にかけられ、政府が死刑を求めるなか、翌月10月6日にアドリーには無期懲役と重

労役刑、郎党8名には15年から3年の労役刑が下された。そして、観衆が詰め掛けるなか、アドリーは政治犯が多く収容されるカイロのリマーン・トラ刑務所に収監されたのである。一連の騒動は、事件発生から判決、収監までの過程が新聞や雑誌で大きく取り上げられ、収監された後も囚人としての刑務所内での様子が報じられるという異例の取り扱いであった<sup>(54)</sup>。写真2から6は、当時の写真雑誌ムサッワル誌に特集として掲載されたものである。特集の見出しには「アドリー・ラムルーム、囚人619番に！」と大きく掲げられていた。このような見せしめ的な報道は、ラムルーム家のような土地の所有制限に不満を持つ地主達の抵抗を抑止する意図があったと思われる。農地改革法の発表直後に発生したこの事件が功を奏したためか、ラムルーム家のような暴力的な手段を用いて当局に対抗した例は他には報告されていない。

ラムルーム家のような大地主の多くは、王制期はカイロに邸宅を構え欧風様式の生活を送っており、アドリー自身もカイロで暮らしていた。にもかかわらず、農地改革の実施に際して自ら馬上で指揮を取り警察署を襲う事件を起こしていることを考えると、19世紀初頭にムハンマド・アリーやサイドなど歴代副王と対峙したリビア系部族としてのアイデンティティーを完全には失ってはいなかったようである。

では、ラムルーム家の土地は農地改革によってどうなったのだろうか。本資料で見る限り、ラムルーム家は全ての土地を接収されるような処罰を受けることなく、他の大地主と同じ扱いで農地改革の適用を受けていたようである。農地改革法の対象となったのはアドリー自身と、同じく元国会議員のアブダッラーの2名がマガーガとイドワに所有する3件の土地で、アドリーは200フェッダーンを本人の所有として確保、196フェッダーンを相続させ、売却したのは100フェッダーンのみであった。アブダッラーは、150フェッダーンを維持、244フェッダーンを相続させ、50フェッダーンを手放している<sup>(55)</sup>。さらに、終身刑を受けたはずのアドリーは、その後釈放される処分を受けていた。



削除された歴史

以上のことから考えると、一連の報道は、激しい抵抗が予想される地主層、特にリビア系部族を先祖にもつ中部地域の地主を見せしめにする事で、全国の大地主からの反発を抑え込めようとする政権の意図があったと考えられる。



写真 2

(出所) *Al-Muṣawwar*, al-'Adad 1462, 1952.

(注) 手錠をかけられ、カイロに移送されるアドリー・ラムルーム。報道関係者に敬礼する姿には、まだ余裕の表情がうかがえる。



الخطوة الاولى الى عالم الاشقياء !

写真 3

(出所) *Al-Muṣawwar*, al-'Adad 1462, 1952.

リマーン・トラ刑務所に入る姿。写真のキャプションには「苦痛な世界への第一歩」と書かれている。



؟ كيلوجراما : هذا هو وزن عدلى للموم قبل ان يستقبله الليجان ..  
عاشا

写真 4

(出所) *Al-Muṣawwar*, al-'Adad 1462, 1952.

(注) 身体測定。写真のキャプションによるとアドリーの体重は92キログ。



هكذا جلس عدلى للموم مستسلما لعملية « دق » الحديد في قدميه .. ( تصوير احمد سليمان )

写真 5

(出所) *Al-Muṣawwar*, al-'Adad 1462, 1952.

入所時に足枷をはめられる。

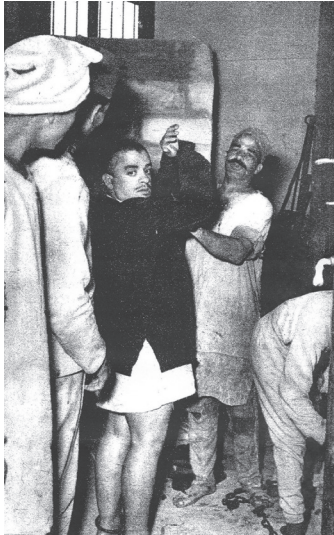


写真 6

(出所) *Al-Muṣawwar*, al-'Adad 1462, 1952.

(注) 刑務官によって刑務所の衣服に着替えさせられる姿。

## おわりに

第一次農地改革法の対象者となった大地主達は、ある者は所有地が荒蕪地であると主張し、またある者は結婚と相続によって資産の移転を図るなど、あらゆる手段を尽くして土地の接収から逃れようとした。第一次農地改革から9年後の1961年、ナセルは第二次農地改革法を発表し、個人の土地所有の上限を200フェッダーンから100フェッダーンへ下方修正して強制的な土地の接収を実施するなど、旧支配層に対する締め付けを強化する。同じ頃、1964年に行われた中央議会選挙では、革命以前から国会議員を出していた家族の多くが議会から姿を消す。彼らはその後、10年以上に亘って政治の世界から締め出されることになる。

王制期の支配者がその権力の源である土地をどの程度手離したのか公文書に

は残されていないが、大地主を始めとする旧体制の支配者層の復権のきっかけもまた、公式文書には記録されない密室で秘密裏に行われた。ナセルの死後、大統領に就任したサダトは、1971年5月15日、敵対していたアリー・サブリーが率いる体制内左派勢力を一掃するため、議会内でサブリー派に属する国会議員の議員資格を剥奪、逮捕するという「体制内クーデター」（修正運動あるいは5月革命といわれる）を実行する。この時サダトが頼ったのが、中部エジプト選出の国会議員を中心とした旧体制から国会議員を務めていた家族出身の議員達であったという<sup>(56)</sup>。その後、アンサーリーが再伝統化（retraditionalization）という政策が実施される。つまり、革命以前の有力家族を優遇し、ナセル時代の農地改革を一部転換させる政策が実施されるのである。1974年には、第二次、第三次農地改革で大地主から接収した土地を元の所有者に返還、あるいは金銭的な補償をすることを定めた第69号法が制定される。この時に復権した、王制期から国会議員を複数回務めていた大地主や中規模地主は、その後サダトが1977年に設立した国民民主党による事実上の一党体制を支える存在となっていく。こうして、有力家族を中心とした政治構造は、ムバーラク体制にまで引き継がれていった。

- 1 自由将校団のメンバーであるフセイン・シャーフィイーは、農地改革法の実施について、政治的「封建制」を打倒するために、まず経済的「封建制」を打倒するのだと述べている。Baer, Gabriel, *A History of Landownership in Modern Egypt 1800-1950*, Oxford University Press, 1962, p. 221.
- 2 内部資料であるため正式な文書名はないが、ダスーキー（Al-Dasūqī）はその著作のなかで、「農地改革公社農地改革法適用者名簿公報」（bayānāt milaffāt al-hay'a al-'amma lil-iṣlāḥ al-zirā'i wa al-khāṣṣa bil-khāḍim li qānūn al-iṣlāḥ al-zirā'i）という名称で呼んでいる。Al-Dasūqī, 'Āṣim., *Kibār Mallak al-Arāḍi al-Zirā'ya wa Dawr-hum fi al-Mujtami' al-Miṣri* (1914-1952), Dār al-Shurūq, 2007.
- 3 本稿で使用される土地の単位は全てフェッターン。1フェッターンは約4200平方メートル、0.42ヘクタール、1.038エーカー。

- 4 大地主の定義は時代と論者によって異なる。ベアーは50から100フェッダーンの土地を所有するもの、ダスキーは100フェッダーンを下限と定義している。バラカは大地主達への聞き取り調査にもとづき、500フェッダーンから1000フェッダーンを所有する者を大地主と定義している。1952年の農地改革法では50から200フェッダーンを所有するものを大地主と見なしている。Baer, Gabriel., *A History of Landownership in Modern Egypt 1800-1950*, Oxford University Press, 1962. Al-Dasūqī, ‘Āṣim., *Kibār Mallāk al-Arāqī al-Zirā‘iya wa Dawr-hum fi al-Mujtami’ al-Miṣrī (1914-1952)*, Dār al-Shurūq, 2007. Baraka, Magda., *The Egyptian Upper Class between Revolutions 1919-1952*, Ithaca Press, 1998.
- 5 5フェッダーン以上を所有する中規模地主の所有地は全農地の約65%を占めていた。
- 6 Ayrout, Henry Habib., *The Egyptian Peasant*, The American University in Cairo Press, 1963 edition, 2005, p.53.
- 7 中央議会の名称は度々変更されているため、本稿では全ての議会の議員について国会議員という呼称に統一する。
- 8 同じ選挙区で議席を占有していた家族の占める割合が最も高かったのは1942年の議会で全議員の約19%を占めていた。鈴木恵美「エジプトにおける行政・立法関係：体制変化と世襲議員の変容」博士論文、2005年、33頁。王制期の国会議員の大半が富裕層出身であったのは、被参政権に一定以上の資産所有を課していたことに起因する。
- 9 議会以外では、ムスリム同胞団と青年エジプトが土地所有の上限を50フェッダーンとすることを主張していた。
- 10 その他の改革論者は、ムハンマド・ハッターブ (Muḥammad Khattāb), イブラヒーム・マドクール (Ibrāhīm Madkūr) などである。
- 11 本稿が依拠した農地改革法適用者名簿によると、ミッリート・ガーリー自身は、1952年の農地改革では38フェッダーンを維持し、100フェッダーンを売却している。他にベニ・スエフ県、ギーザ県、メニア県にも土地を所有していた。
- 12 Baer, *op. cit.*, 1962, pp. 210-215.
- 13 Abdel-Fadil, Mahmoud., *Development, Income Distribution and Social Change in Rural Egypt (1952-1970): A Study in the Political Economy of Agrarian Transition*, Cambridge University Press, 1975, pp.10-12.
- 14 小農については、その数には大きな変化はないが、所有する土地の規模は増加した。中規模地主は、大地主が売りに出した土地を購入したことで、その数、規模と

- もに増加した。すなわち農地改革の最大の受益者は中規模地主であったといえる。  
*Ibid.*, pp.10-12.
- 15 時には、農地改革公社が地主に対し土地の処分について、注文をつけることもあったようである。例えば、本適用者名簿のなかで、ビヘイラ県のアブー・フムスで王制期に2回国會議員を務めた大地主、カースィム・ターヘル・サアド・アル＝マズリーは、149 フェッダーンを維持し、売却した規模は94 フェッダーンだが、これに対し当局は更なる土地の処分を求めたと記録されている。
- 16 地方に土地を持ちカイロに暮らしていた大地主の生活については、シャアラウイーヤバラカの著書を参照。Shaarawi, Huda., *Harem Years: The Memoirs of an Egyptian Feminist*, Translated and Introduced by Margot Badran, The American University in Cairo Press, 1998. Baraka, Magda., *The Egyptian Upper Class between Revolutions 1919-1952*, Ithaca Press, 1998.
- 17 Gadalla, Saad M., *Land Reform in Relation to Social Development Egypt*, University of Missouri Press, 1962, p.63.
- 18 *Ibid.*, p.62.
- 19 Baer, *op. cit.*, p.222.
- 20 Harik, Iliya., *The Political Mobilization of Peasants: A Study of an Egyptian Community*, Indiana University Press, 1974, p.35.
- 21 Gadalla, *op. cit.*, p.42.
- 22 The Stock Exchange Year-Book of Egypt: 1949-50 Edition, pp.273-276.
- 23 Al-Dasūqī, *op. cit.*, p. 37.
- 24 *Ibid.* 本資料で確認できる事例を上げれば、ギーザ県にあるイスマーイール副王の2110 フェッダーンのワクフの所有者は50名であった。
- 25 アッバース・イブラーヒーム・ハリームはファード国王と対立したことでワフド党を支持、ワフドの国家連合貿易組合(NFTUE)の総裁を務めている。ハリームと労働運動とのかわりには以下の文献を参照。Beinin, Joel., Lockman, Zachary., *Workers on the Nile: Nationalism, Communism, Islam, and the Egyptian Working Class, 1882-1954*, Princeton University Press, 1987, p.195.
- 26 3県はビヘイラ県、ダカハリヤー県、ギーザ県。
- 27 革命直前まで、3000 フェッダーンを所有していた。Baer, *op. cit.*, 1962, pp.228-229.
- 28 Baer, *op. cit.*, p. 138.
- 29 他にダカハリヤー、ガルビーヤ、メノフィーヤ、カリュービーヤがあり、極わずかではあるが、ギーザ、ベニ・スエフに相続した土地が確認された。



- 30 アフマド・アル＝ワキールは、1952年9月20日に汚職容疑で他の政党幹部とともに逮捕されている。
- 31 アバーザ家はアラブ部族のアーイズ族から分派した。アバーザという名前は、マムルーク朝時代に代々コーカサス出身の女性と結婚したことが由来とされる。
- 32 Baer, *op.cit.*, 1962, p.138.
- 33 この事件は、ナセル政権下で反封建主義農民運動のシンボルとなり、エジプトばかりでなく世界の衆目を浴びるようになった。
- 34 Ansari, Hamied., *Egypt: The Stalled Society*, The American University in Cairo Press, 1986.
- 35 *Cairo Times*, May4-10, 2000.
- 36 *Ibid.*
- 37 議会家族 (usra barlamāniya) とは、議会の議席を占有している家族のことを指す言葉としてエジプトの新聞雑誌などで用いられ、広く一般にも知られた言葉であるが、明確に定義されていない。そのため、筆者は議会家族を、同一の選挙区において王制期に2回または3回以上、革命後も2回または3回以上議員を務めた家族、と定義した。筆者の研究 (鈴木恵美「エジプトにおける行政・立法関係：体制変化と世襲議員の変容」博士論文、2005年)の結果、このような家族は計82家族が確認された。そのうち31名が大地主であった。
- 38 議会家族と定義された家族の選挙地盤と家族名については以下を参照。鈴木恵美「エジプトにおける行政・立法関係：体制変化と世襲議員の変容」博士論文、2005年、頁29-31。
- 39 Brown, Nathan J., *Peasant Politics in Modern Egypt: The Struggle Against the State*, Yale University Press, 1990, p.150.
- 40 Aharoni, Reuven., *The Pasha's Bedouin: Tribes and State in the Egypt of Mehmet Ali, 1805-1848*, Routledge, 2007. p.48.
- 41 *Ibid.*, p.49.
- 42 *Ibid.*, p.159, pp.181-207.
- 43 *Ibid.*, p.147.
- 44 Hunter, F. Robert., *The Making of a Notable Politician: Muhammad Sultan Pasha (1825-1884)*, in *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 15, No.4, Nov., 1983, p.541.
- 45 ハナーディー族は18世紀にエジプトに進入し、1813年にファイユーム、ベニスエフ、メニア地域に定住した。Baer, Gabriel., *Studies in the Social History of Modern Egypt*, The University of Chicago Press, 1969, p.4.

- 46 両家は姻戚関係にある。1914年から1952年の間で1万フェッダーン以上の土地を所有していた家族は王家、セラゲッディーン家、バドラーウィー・アーシュール家、アムル家の4家族であった。Al-Dasūqī, *op. cit.*, p. 29-30.
- 47 アラブ部族が多く定住したシャルキーヤ県とビヘイラ県は除く。
- 48 Baer., *op. cit.*, 1962, p.206.
- 49 鈴木恵美, *op. cit.*, pp.65-67.
- 50 オマル・マスリーの出身部族であるジャワーズイー族は、最も勇気に富む部族であるという。加藤博「砂漠に消えた『革命』(2) —掘り起こされる近代エジプト遊牧民『革命』—」東洋文化研究所紀要 153 冊, 平成 20 年 (2008) 3 月, 東京大学東洋文化研究所, 94 頁。
- 51 Aharoni, *op. cit.*, p.159.
- 52 ラムルーム城という名称はマガーガ郊外西方に現在も地名として残されている。
- 53 立憲王政期の各議員の所属政党は筆者が作成した議員名簿を参照。
- 54 アドリー・ラムルームに関する記事はムサッワル誌の 1460 号 (1952 年 10 月 3 日) 1461 号 (1952 年 10 月 10 日), 1462 号 (1952 年 10 月 17 日) に詳しい。
- 55 農地改革の対象にはなっていないが, ファイユーム県にも土地を所有。
- 56 Ansari, *op. cit.*, pp.153-169.

## 主要参考文献

- Abdel-Fadil, Mahmoud., *Development, Income Distribution and Social Change in Rural Egypt (1952-1970): A Study in the Political Economy of Agrarian Transition*, Cambridge University Press, 1975.
- Aharoni, Reuven., *The Pasha's Bedouin: Tribes and State in the Egypt of Mehmet Ali, 1805-1848*, Routledge, 2007.
- Ayrou, Henry Habib., *The Egyptian Peasant*, The American University in Cairo Press, 1963 edition, 2005.
- Baer, Gabriel., *A History of Landownership in Modern Egypt 1800-1950*, Oxford University Press, 1962.
- Baer, Gabriel., *Studies in the Social History of Modern Egypt*, The University of Chicago Press, 1969.
- Baraka, Magda., *The Egyptian Upper Class between Revolutions 1919-1952*, Ithaca Press,



1998.

Barakāt, Ali., *Taṭawwur al-Malakīya al-Zirāʿīya fi Miṣr wa Athar-hu 'ala al-Ḥaraka al-Siyāsīya (1813-1914)*, Dār al-Thaqāfa al-Jadīda, 1977.

Beinin, Joel, Lockman, Zachary., *Workers on the Nile: Nationalism, Communism, Islam, and the Egyptian Working Class, 1882-1954*, Princeton University Press, 1987.

Brown. Nathan J., *Peasant Politics in Modern Egypt: The Struggle Against the State*, Yale University Press, 1990,

Al-Dasūqī, 'Āṣim., *Kibār Mallāk al-Arāqī al-Zirāʿīya wa Dawr-hum fi al-Mujtami' al-Miṣrī (1914-1952)*, Dār al-Shurūq, 2007.

Gadalla, Saad M., *Land Reform in Relation to Social Development Egypt*, University of Missouri Press, 1962.

Harik, Iliya., *The Political Mobilization of Peasants: A Study of an Egyptian Community*, Indiana University Press, 1974.

Hunter, F. Robert., *The Making of a Notable Politician: Muhammad Sultan Pasha (1825-1884)*, in *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 15, No.4, Nov., 1983.

Ikeda, Misako., *A Closer Examination of Land Reform Debates in Late Parliamentary Egypt 1944-1952*, 光陵女子短期大学紀要, 20号, 2002.

Imām, 'Abd-Allah., *Inqilāb 15 māyū: al-Qiṣṣa al-Kāmila*, Dār al-Mawqif al-'Arabī, 1983.

Shaarawi, Huda., *Harem Years: The Memoirs of an Egyptian Feminist*, Translated and Introduced by Margot Badran, The American University in Cairo Press, 1998.

*The Stock Exchange Year-Book of Egypt: 1949-50 Edition.*

加藤博「砂漠に消えた『革命』(2) —掘り起こされる近代エジプト遊牧民『革命』—」東洋文化研究所紀要 153 冊, 東京大学東洋文化研究所, 平成 20 (2008) 年 3 月。

加藤博, 私的土地所有権とエジプト社会, 創文社, 1993 年。

鈴木恵美, エジプトにおける行政・立法関係: 体制変化と世襲議員の変容, 博士論文, 2005 年。

雑誌

*Cairo Times*

*al-Muṣawwar*

# Expurgated History

A Study on the First Land Reform Law of 1952 in Egypt

Emi SUZUKI

This paper aims to uncover the hidden realities of the land reform law of 1952, through which the Nasser administration attempted to restrict the private ownership of land, and thereby curtail the source of wealth and power for the major land owners, who controlled the Egyptian economy and politics during the monarchy period.

Much of the essential documentation on this land reform law were expurgated from official publications, and the names of the major land owners that were subject to this law have not even been made public until now.

I obtained primary sources that contain the names of the owners and information on their land holdings (the degree of retention, inheritances, and sales), and created a database of them. Analysis of this database leads to the following conclusions.

Most of the major land owners complied with the maximum ownership limit of 200-300 *feddan* per person. However, while this substantially decreased their share of land, by selling off land to their children and relatives, and by letting them inherit as much as possible, the owners prevented their land from being taken from their households. Thus, the pre-existing political structure was maintained and passed on to the next era.

Focusing on the prominent families, which had repeatedly occupied parliamentary seats before the revolution, more distinctive trends were revealed. The extent of land retention and inheritance were relatively high among Coptic families and families of Arab Bedouin descent. This was especially true in Sharqiya, Beheira, and middle Egypt, where the Arab Bedouin had settled by the beginning of 19<sup>th</sup> century. It was in these areas that large-scale land own.

We can most likely attribute these trends to the minority status of the Copts in Egyptian society, and to the tribalism of Bedouin descended families.